

函館市民憲章

1. 真心あふれる函館市民、あたたかいまち
1. 健康で働く函館市民、にぎわうまち
1. 文化を誇る函館市民、はぐくむまち
1. 自然を生かす函館市民、きれいなまち
1. 郷土を愛する函館市民、のびゆくまち

安全都市宣言の趣旨

あらゆる災害を阻止して明るい街をつくりあげるため、このたび、函館市では全国にさきがけて市議会の議決を得て去る3月6日函館市を「安全都市」とする宣言を行った。

市内で日々発生する各種の災害を防止するためには市内の各界各層の協力により市民運動として推進することにより始めてその成果が揚がるものと確信し、市民1人1人の協力と関係各界の有機的連けいにより安全で明るい街函館が1日も早く実現することを期するものである。

宣 言

産業の近代化によって、わが国勢は著しい発展を遂げているが、他面においては、招かざる悲惨な災害がそのあとを絶たない。

幸福をもたらすべき産業文化の発展のかげに起る多数の災害により、市民生活に及ぼす有形無形の損失は計り知れないものがある。

われわれは、これら災害の絶滅を期するため、函館市の各界を打って一丸とする市民全体の力をもって強力にこれに対処しなければならないことを確信するものである。

ここに当市における安全組織の総力を結集し、市民生活の信条を安全第一として、災害のない、明るい都市建設に邁進するため、函館市を「安全都市」とする。

昭和36年3月6日

北海道函館市